

— り災申告書記入要領 —

1 注意事項

- (1) この申告書（以下「本書」といいます。）は、火災損害額算定の資料等として使用するもので、消防法第34条第1項の規定に基づき提出を求めるものです。
- (2) 本書の「り災」とは、火災により生じた被害をいい、下記2（5）の種別によります。
- (3) 本書は、り災した日からおおむね10日以内に提出してください。
※ 罹災証明書を早急に必要とする場合は、早めの提出をお願いします。
- (4) 本書の提出先は、最寄りの消防署・出張所又は消防局警防課となります。

2 記入要領

- (1) 本書は、り災した建物ごとに記入し、り災した家財等の動産については裏面に記入して下さい。
なお、動産のみがり災した場合は、表面の建物に関する記入は不要です。
また、車両のみがり災した場合などについても、建物に関する記入箇所以外を記入して下さい。
- (2) 「職業」欄は、業務内容が分かるよう具体的に記入してください。
- (3) 「り災物件と申告者との関係」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- (4) 「り災前建物の詳細」欄は、次により記入してください。
 - ア 用途 … 住宅、物置、店舗など建物の使用用途を記入してください。
 - イ 構造 … 木造、防火、準耐火、耐火など建物の構造を記入してください。
 - ウ 屋根・外壁 … 屋根、外壁はどのような材質で造られているかを記入してください。
 - エ 階数 … 階数は次により記入してください。 地上階数 / 地下階数
 - オ 延べ面積 … 延床面積を記入してください。2階建ての場合、1、2階の床面積の合計。
 - カ 建築年月 … 建物が建築された年月を記入してください。
 - キ 購入年月 … 建物購入年月を記入してください。新築物件を購入した場合は記入不要。
 - ク 建築・購入金額 … 土地の費用を除く、建物の建築又は購入した金額を記入してください。
 - ケ 改装年月等 … リフォーム等（増築は除く。）を行った年月、面積、金額を記入してください。
 - コ 増築年月等 … 増築を行った年月、面積、金額を記入してください。
- (5) 「建物のり災状況」欄及び裏面「り災の別」欄の「焼損・水損・爆発・その他」の各り災については、次のような被害をいいます。
 - ア 焼損 … 火災の熱で焼けたもの、溶けたもの、変形したもの、壊れたものをいいます。
 - イ 水損 … 消火の水で濡れ、汚れ、または消火により壊れたものをいいます。
 - ウ 爆発 … 爆発により破損、破壊したもので、「焼損」、「水損」及び「その他」のり災種別に該当しないものをいいます。
 - エ その他 … 煙によって汚れたもの、荷物運搬の際に壊れたもの（鎮火後の運搬は除く。）、避難の際に壊した窓、扉などをいいます。
- (6) 「建物のり災状況」の「り災箇所」欄は、り災した部屋、箇所を記入してください。
- (7) 建物以外でり災したものは全て裏面「建物以外でり災したもの」欄に記入してください。
例：テレビ・家具・衣類・塀類・看板・物干し・車両・船舶等
- (8) 「り災世帯員」欄は、住居と生計を共にしている者を記入してください。なお、原則として、二世帯住宅等で、それぞれの世帯がり災した場合、各々、本書を提出してください。
- (9) 「火災保険契約」の「保険の種別」欄は、不動産（建物）か動産（家財等）、どちらか該当するものを○で囲み、契約年月及び契約保険金額を記入してください。
- (10) 裏面「建物以外でり災したもの」の「品名」欄は、なるべく家具、電気製品、衣類及び寝具など品名ごとにまとめて記入してください。また、「購入時金額」欄は、単価を記入、「配置場所」欄は、当該物件が置かれていた場所を記入してください。
- (11) その他不明な点は、下記の消防署等へお問い合わせください。

・中央消防署 820-0119 ・北消防署 861-0119
・南消防署 836-0119 ・三浦消防署 884-0119